

平成18年度 第3回鎌ヶ谷市文化財審議会会議録

1. 開催日時 平成18年11月20日(月曜日) 午前10時～11時30分
2. 開催場所 501会議室
3. 出席者
 - (1)委員：下津谷委員長・新山副委員長・桑原委員・小川委員・佐藤委員
 - (2)市側：川西教育長、石井生涯学習部長、松永生涯学習課長・犬塚副主幹(文化係長)・三石主査・長沼主査補
 - (3)欠席委員：なし

4 議題等

1. 開 会：新山副委員長
2. あいさつ：下津谷委員長、川西教育長
3. 議 題：司会進行 委員長

【報告事項1】「下総小金中野牧跡」の国指定答申について

(事務局説明) 平成18年11月17日に開催された国の文化審議会は「下総小金中野牧跡」を国の指定文化財にするように文部科学大臣あてに答申をした。これに関する報道(テレビ、新聞等)の状況の報告した(新聞は記事写しを配布)。報道直後の18、19日(土・日)の2日間、現地に職員を配置し、16名の見学者があった(うち半数は市外)。警備室へも数件の問合せがあったとの報告を受けた。また、答申に合わせて簡易なパンフレットを作成・配布した。

委員長：国指定化は大へん良いことであるが、今後も引き続き事務等があると思うのでよろしくお願ひしたい。

事務局：今後は保存管理、活用について組織を立ち上げてその中でまず保存管理計画策定について検討していきたい。会議内容については公開して行き、計画の策定段階から文化財審議会にはご協力いただきたい。

【報告事項2】平成18年度文化財保護主要事業について(経過報告)

(事務局より資料に沿って報告)

委員：民俗文化財として、いくつか検討いただきたいものがある。機運を逃すと、調査もされず消えていくものもある。

栗野の庚申講は江戸時代から行われていて、今も続いている稀有な例である。また、佐津間の住宅であるが古民家だけというだけでなく、家相図も揃ったものである。文書資料と現物(家)が一致する非常に価値が高いものである。個人の住宅であるという問題もあるかと思うが、こうしたものも残せないか。また文化財として市民にアピールできないかと思う。

委員長：こうしたものの保護についても近い将来の検討課題ではないかと思う。

事務局：住宅は現在も所有者が愛着を持って住まわれているようにうかがっている。

委員：家相図と現状が変わっていないのが珍しい。住宅だけ移設されてしまっても指定になっているものもあるが、屋敷地全体を合わせてとなると貴重な資料であると思う。東葛地区では唯一のものではないかと思う。

委員：住宅だけでなく、周りの景観等を含めた保存も必要になってくるのではないか。買上げが難しいなら、借りるということも検討してはどうか。

委員長：主要事業報告にあった発掘調査は確認調査で終了しているのか。

事務局：確認調査で全て終了している

【報告事項3】その他

「房総の郷土芸能2006」の開催にあたりおしゃらく踊り保存会が出演すること。また鑑賞会を企画した旨を報告した。

委員：何人ぐらいで踊るのか。

事務局：お囃子を含めて18人の予定である。

【協議事項1】市内の文化的景観・里山について

事務局：(現状の調査結果の説明)

今年2月、6月の2回、市内の里山、文化的景観についてで文化財審議会として26ヶ所を調査した。結果について資料4のとおりまとめた。現状を①斜面林、②湧水地、③水田、④ふれあいの森・野馬土手林、⑤屋敷林に分けて見てみた(資料4-3)。以上の結果から鎌ヶ谷の原風景のイメージを導き出し(資料4-4)、それを千葉県の里山の定義(資料4-5)に照らし合わせると、現状は里山を構成する要素が欠けていたり、著しく失われている状況であることが確認できた。

(景観保護制度について)

資料(資料4別紙)により景観法成立の経緯について説明。

平成16年に景観法が成立するまでは、各自治体の自主条例で法的裏付けがないものであった。景観にも文化的概念の整備をするため、文化財として位置付けるために文化財保護法も改正された。

景観条例制定には景観行政団体にならなければならない(知事との協議が必要)。その後、団体は景観地区の保護をしていくために条例を制定し、保存のため必要な規制をかける。

この規制により実効的な保護をおこなってゆくことになる。

国では国交省が所管となっている。市レベルでは都市部局が取り扱って、関係部署との協議をしているようである。

以上が景観保護制度の流れであるが、教育委員会ですることができることをご協議いただきたい。

なお、事務局として、現状、教育委員会ですることができることは景観の定期的な観察記録を行いながら周知普及を図ることに努め、将来的に景観行政団体になった際の条件整備に備えるということと考えている。

委員長：これまで市内の文化的景観・里山についての現地調査を行ってきて、景観条例を策定する段階に備えるということであるが、やはり鎌ヶ谷市で(景観保護条例を)制定する場合は都市部局が中心となり、教育委員会は資料提供という立場なのか。

事務局：教育委員会は文化的景観がどういう状況にあるのかという情報を提供する立場である。

委員長：資料に近隣の景観行政団体の状況があるが、それ以外に何か情報はあるのか。

事務局：3市(市川市・我孫子市・柏市)については景観法が成立する前に独自に景観保全のための条例を都市計画の視点から策定している。文化財保護法が含まれる以前の景観法のため、街並みを中心である。

委員長：里山的な視点はこれから入るのであろう。

委員：最近の知見で、これまでの調査に加えて南鎌ヶ谷の船橋に延びた水田部分は見ておく必要があるかもしれないと感じた。また、最近の様子では植物相が変わってきているところもある。そのあたりも確認しておく必要はある。

委員長：里山の調査をすることになったきっかけは、市議会の質問があったからではなかったか。

事務局：(景観に関しての)文化財保護法の改正、県の考え方などもあり、鎌ヶ谷市の対応、考え方を問うという質問から始まった。景観に関しては市内部で前々から話題にはあがっていたが、具体的には調整はできていなかった。栗野の森の取扱いについても都市部局と教育委員会では活性化とそのまま保存という意見に分かれているので、この審議会の中でも市内の状況を精査いただき、意見をいただきたい。

景観に対する都市部局の考え方は、現在進行している新鎌ヶ谷地区の土地区画整理にもとづくものであり、こちらで考えている文化的景観ではなく、街並みを主体に考えたものである。しかし、そうした都市の基盤形成に基づいた考え方に教育委員会の助言的立場を生かしていかないと、開発のみが推し進められてしまうおそれもある。都市計画を進める側としては区画整理、鉄道計画、公園計画、貯水池計画などの面整備、開発行為を前提とした考え方があるので、今回の里山の問題にしても十分な調整、対応をこちらから積極的に投げかけていかなければ、出てくるのを待っているだけでは終わってしまうということになりかねず、文化的景観は危機的状況にあるともいえる。都市計画行政と文化財保護行政の関わり合いが大きな基盤要件となってくる。そのあたりをクリアしていくには課題は多いが、開発側の動きを傍観しているわけにはいかないし、景観条例策定以前の話になってしまう。

文化財審議会にも継続的に経過報告をしながら指導をいただき、また行政としても最大限の努力はしていきたいと感じている。

委員長：市川は景観条例を制定していることから、鎌ヶ谷とは自然の環境状況が逆転してきているようだが、そうした点が大きいのではないか。

事務局：下総小金中野牧跡の国指定化は文化財を取り巻く環境に大きなインパクトを与えることになるのではないかと思う。市民の理解とともに市役所職員についても理解を深めなければならないし、文化財を広く市民に周知し、見ていただくため、以前にご提言いただいたように、文化財の散策コースを設置したりして国指定見込み史跡を基本にしながら文化財保護行政を推し進めていきたいと考えている。

委員：開発に対しての抑止力となる文化財保護行政を推し進めるとともに、景観条例をできるなら早く制定していただきたいと考えている。既に景観条例を制定している自治体で主要な一部を目玉として保護をしているところはあるが、鎌ヶ谷のようにこれだけ多くのところに市がかかわっているところはない。鎌ヶ谷は斜面林などをしっかり保護していると思う。また地元もその恩恵に与っているわけであるから開発と対等になれる景観条例を制定して欲しいと思う。

事務局：斜面林とともに保全林などは環境保護の反面、通学路として考えた時、防犯上の問題も出てくるので、苦渋の選択を迫られる場合もある。

委員長：昔の山林は人手が入っており今の状況と違っていた。

事務局：本来の里山のあり方をご理解いただける状況を作らなければならない。

委員長：資料4－8のまとめにある情報の収集内容は内部だけでなく広く市民にも周知すべきであろう。

委員：文化財保護という点で考えた時、要求を全て抱えるのではなく、市としての立場で何を取舍選択していくかを理解してもらう必要はある。何を我慢し、何を守るのか。継続して考えていくことが肝要であると思う。

委員長：議会答弁から鎌ヶ谷の里山について考えるきっかけとなった。我々も多くの候補地を実見することができたが、一般の人に向けても文化財探訪だけでなく、文化的景観を見るといった試みがあってもいいのではないかと思う。

委員：市議会議員の方々にも専門の解説員をつけて見てもらっても良いのではないか。こうした方々に意見を出していただくことが大事である。わかってもらいたい立場の人たちに情報が浸透していないこともある。

委員長：いろんな立場の人々に景観についての啓蒙が必要である。そして景観条例制定となるのだが、先ほどの話からすると中心となるのは教育委員会ではないのであろう。

事務局：みどりのマスタープランや保全条例があるが、市は指定行為だけで管理は個人ということがある。こうした点も今後の問題点になろうかと思う。

文化財的な部分の対応は教育委員会がするのが基本であるが、景観に対しては共通認識を持っていかなければならなければならない。国の指定がいいきっかけになったと思う。

委員長：文化財審議会としても里山を調査することによって共通理解を得ることができた。

事務局：基本的なスタンスはお話したとおりで、現地調査の結果はまとめさせていただいたとおりである。新山先生から補足という話があったが、年度内に追加調査を含めて会議の設定を考えたいがいかがであろうか。

委員長：年度内なら可能ではないか

委員：冬のほうが見やすいのでよいと思う。

事務局：では追加調査と会議をもう1回設定させていただくこととする。

委員長：その他に何か意見はあるか。

委員：確認だが、下総小金中野牧跡として指定されるのは捕込の部分だけなのか。野馬土手を含むのか、含むならそれはどこか。

事務局：捕込と初富小学校の校庭西側の野馬土手となる。

委員：今回の申請についてはそこだけになるのか。

事務局：初富小学校の野馬土手は市の指定になっている。他市内に断片的に残る民地の野馬土手については指定に時間がかかるのではないかと思う。しかし、今回の国指定答申は野馬土手をご理解いただくのに良い機会になったのではないかと思う。

今回の国指定申請では初富小学校野馬土手に続く民地についても地権者の理解をいただき、承諾をいただくことができた。今後も時間をかけて地権者の理解をいただきながら追加指定していきたいと思っている。

閉会

以上、会議の経過を記載し、間違いがないことを証するため、次に署名する。

平成18年11月30日

署名人 下津谷 達男 ㊟